

情報公開規程

（目的）

第1条

この規程は、一般社団法人福野アソシエイツ（以下「当法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条

この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条

別表 に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条

当法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行い、インターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

（インターネットによる情報公開）

第5条

当法人は、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

（その他）

第6条

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、社員総会の決議により定める。

(管理)

第7条

当法人の情報公開に関する事務は代表理事以外の理事とする。

(改廃)

第8条

この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年1月31日から施行する

別表

対象書類等の名称	備置期間
1 定款	永久
2 事業計画、収支予算を記載した文書	永久
3 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 を記載した文書	5年間
4 社員総会の議事録	10年間